

2022 年 10 月 20 日

日本公認会計士協会 御中

一般社団法人全国銀行協会

倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」(非保証業務等に関する項目)
(公開草案) に対する意見について

今般、標記公開草案(2022 年 9 月 20 日公表) に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関する Q&A」(非保証業務等に関する項目)(公開草案)に対する意見

	意見
1	<p>社会的影響度の高い事業体 (PIE) の定義・範囲に関して、我が国では、公認会計士法における大会社等及び会計事務所等が追加的に PIE として扱うこととした事業体と定義されており (改正倫理規則 400.8 項) 、これによれば、資本金や負債を一定以上保有している会計監査人設置会社は無条件で PIE とみなされるほか、100%子会社などもその範囲に含まれることとなる。</p> <p>PIE を多数社子会社に持つ企業においては、改正倫理規則の原則に従って各 PIE の監査役等から事前了解を得ることに多大な負荷がかかり、かつ監査人から役務の提供を受ける前に全ての監査役等から事前了解を得ることは実務上困難である。この点、本公開草案 (Q600-10-4 項) を踏まえても、PIE 子会社の監査役等から事前了解に係る PIE 最終親会社の監査役等への権限移譲や包括的な事前了解といった対応が必須となってしまう、なお実務上の負荷や困難性が伴うこととなる。</p> <p>そもそも監査人および各 PIE の監査役等において実務上対応が困難なプロセスを原則化すべきではないと考えるが、仮に国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) の倫理規程への準拠のために原則化する場合でも、各国で詳細な定義が定められる PIE の定義を見直し、その対象範囲を限定すべきである。</p> <p>なお、IESBA の倫理規程においては、その財務状況が公益に重大な影響を及ぼし得る企業といった定性的な定義がなされており、バランスシートの規模は必ずしも重視されていない。PIE の定義の見直しに際しては、こうした点も踏まえ、我が国における PIE の範囲が国際的に見て過度に広範とならないよう考慮いただきたい。</p> <p>仮に、現時点で PIE の対象範囲を限定できないのであれば、IESBA に対し、PIE の範囲の縮小を提言する等、積極的な対応を行っていただきたい。</p>

以上